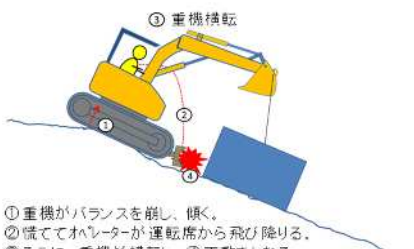



令和4年1月21日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和4年1月
事業の種類	土木工事業
災害の概要 (注1)	<p>被災者は、工事用仮設道路を開設するため、ドラグ・ショベル(以下「重機」という。)を使用して、斜路に鋼板を敷いていたところ、重機がバランスを崩し傾いたため、運転席から飛び降りた。そこに重機が横転し、重機の下敷きとなった。</p>  <p>①重機がバランスを崩し、傾く。 ②慌ててオペレーターが運転席から飛び降りる。 ③そこに、重機が横転し、④下敷きとなる。</p>
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>荷(鋼板)をつり上げる場合は、移動式クレーン又はクレーン機能付きドラグ・ショベル(以下「移動式クレーン等」という。)を使用し、クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う際は、専用の格納式フックを用い、かつ、クレーン作業モードに切り替えて使用すること。</p> <p>荷のつり上げにおいては、定格荷重をこえる荷をつり上げないこと。</p> <p>クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う場合は、平坦な場所で作業を行うことを原則とするが、やむを得ず斜面において行う場合であっても、過負荷となることが決してない機体を選定し、作業を行うこと。</p> <p>○ クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、次のとおり有資格者等に行わせること。</p> <p>つり上げ荷重が <u>1t以上5t未満</u>の移動式クレーンの運転の業務 ： <u>小型移動式クレーン運転技能講習修了者</u></p> <p>つり上げ荷重 <u>1t未満</u>の移動式クレーンの運転の業務 ： <u>移動式クレーン運転特別教育修了者</u></p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト (令和3年6月当局作成)</p> <p>昨年から発生している重機による死亡災害等(R3-1・R3-2(QRコード参照))及び本災害は、上記チェックリストに沿っていれば防げた可能性が非常に高い災害です。</p> <p>労災による死亡者を、悲しみをゼロにするために、上記チェックリストの内容を、事業者、そして労働者一人ひとりまで再徹底しましょう。</p> 

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		確認欄
1	<p>車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？</p> <p>また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？</p>	
2	<p>車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？</p> <p>◆ ドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業 など</p> <p>注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。</p>	
3	<p>車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？</p> <p>（例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業)</p> <p>：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者</p>	
4	<p>クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？</p> <p>また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？</p> <p>（例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満</p> <p>：小型移動式クレーン運転技能講習修了者</p> <p>つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者</p>	
5	<p>運転中の車両系建設機械若しくは荷への接触又はつり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせていませんか？</p> <p>やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）</p>	
6	<p>車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？</p> <p>（例）路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識の設置、ガードレールの設置を含む）</p>	
7	<p>関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？</p>	

確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。

